

令和7年度
ひきこもり等地域理解促進事業
事業募集案内

神奈川県立青少年センター 青少年サポート課

〒220-0044 横浜市西区紅葉ヶ丘9-1

TEL : 045-263-4479 (直通)

FAX : 045-241-7088

E-mail : nposupport.440@pref.kanagawa.lg.jp

1 事業の概要

【事業の目的】

ひきこもり・不登校等の問題の解決に向けて、家族会若しくは自助グループ又は支援団体等が企画する講演会・研修会等の事業について、神奈川県立青少年センターが共催して実施することで団体の自主的な取組の活性化及び地域住民や若者のひきこもり問題の理解促進を図ることを目的としています。

【事業の内容】

次のいずれかにあてはまる事業を対象とします。（オンライン開催を含む）

区分① 家族会等地域団体活動促進事業

ひきこもり・不登校等の問題に悩み自立に困難を有する方やその家族の自助活動、また、その支援活動の促進につながるもの。

※地域住民の理解促進という当事業の目的に鑑み、団体の会員以外にも積極的に参加を促すこと。

区分② ひきこもり等地域支援団体活動促進事業

ひきこもり・不登校等の問題についての地域住民への理解促進、若者への啓発につながるもの。

※団体の会員以外の参加がほとんど期待できない事業は対象外とする。

【青少年センターの役割】

青少年センターの基準で講師謝礼金をお支払いします。（講師謝礼金全額とならないこともあります）

事業終了後、講師から提出された口座振込依頼書を受理した日から30日以内に振り込みます。

対象となる経費は、講演会・研修会等において、団体外部から招く講師への謝礼です。

なお、振込金額は、決定した講師謝礼金額から所得税源泉徴収額（10.21%）を差引いた額です。交通費に関してはお問合せください。

2 対象団体の要件

青少年センターとの共催による事業実施を希望する団体は、次の要件をすべて備えていることが必要です。

- （1）神奈川県に所在し県内を活動拠点とする、当事者・家族又は支援者で構成される団体であること。
- （2）県立青少年センターの「支援団体整理票」により支援団体の登録をしている団体であること。
- （3）共催事業終了後も継続的な活動が期待できること。
- （4）営利を目的としない団体であり、政治・宗教活動が事業の内容に含まれないこと。

3 申込みにあたって提出する書類

- 事業計画書（様式1）

【以下、支援団体の登録をしていない団体のみ提出】

- 支援団体整理票
- 定款、会則、規約等
- 団体役員名簿（様式任意）
- 団体のパンフレットやチラシ等、活動状況の分かるもの

本事業に初めて申込み場合は、
書類の提出前に青少年サポート課へ
ご一報ください！

※提出書類様式の電子ファイルをご希望の方は、青少年サポート課にお問合せください。

4 募集期間・提出先（問合せ先）

○ 毎月20日で募集を締め切り、その時点で申込みのあったものについて、審査を行います。

	募集期間	事業実施日
①	4月4日（金）～20日（日） 17:00	7月1日（火）～
②	～5月20日（火） 17:00	8月1日（金）～
③	～6月20日（金） 17:00	9月1日（月）～
④	～7月20日（日） 17:00	10月1日（水）～
⑤	～8月20日（水） 17:00	11月1日（土）～
⑥	～9月20日（土） 17:00	12月1日（月）～
⑦	～10月20日（月） 17:00	1月1日（木）～
⑧	～11月20日（木） 17:00	2月1日（日）～28日（土）

例えば・・・

10月15日（水）に事業を実施したい場合は、上記募集期間①～④（4月4日（金）～7月20日（日）まで）の間であれば申込み可能です。ただし、7月21日（月）以降は申込みできません。

【申込みにあたっての注意点】

- ・ 予算の上限に達した場合には、年度の途中でも受付を終了する場合がありますので、お早めにお申込みください。
- ・ 書類は郵送・FAX・メール等により、提出くださるようお願いいたします。また、事業内容等の詳細についてヒアリングをさせていただくため、電話やメール等でご連絡させていただきますので、ご了承ください。
- ・ より多くの団体に本事業を活用いただくため、申込みができるのは、1団体につき、同一年度内に1事業、講師は1名までとします。連続講座の場合はそのうちの1回に限ります。
- ・ 主催団体が複数となる場合も申請が可能です。希望する場合は、書類の提出前に青少年サポート課へご一報ください。（青少年センターでは、団体同士の調整は行いません。）
- ・ 本事業に初めて申込み団体においては、書類の提出前に青少年サポート課へご一報ください。
- ・ 提出された書類に基づき審査を行い、その結果は文書にてお知らせします。

【申込み書類の提出先（問合せ先）】

神奈川県立青少年センター 青少年サポート課

〒220-0044 横浜市西区紅葉ヶ丘9-1

電話 045-263-4479（直通）〈9時～17時（月曜日を除く）〉

ファクシミリ 045-241-7088

電子メール nposupport.440@pref.kanagawa.lg.jp

5 共催事業の条件

- (1) 「神奈川県立青少年センター」との共催名義を使用し、明示すること。
 - (2) チラシやホームページ等における広報の際には、「ひきこもり等地域理解促進事業」によるものである旨を明記すること。
 - (3) 県機関窓口における広報用にチラシ類を 100 部以上、青少年センターに提供すること。(注)
 - (4) 青少年センターホームページへの事業内容の掲載等、神奈川県の行う広報活動に協力すること。
 - (5) 共催事業は、主催団体会員以外の県民の参加も可能なものとし、原則として参加費は無料とする。ただし、会場費・資料代等の実費負担はその限りではない。
 - (6) 事業実施に伴う全ての業務(会場の確保、講師との調整等)は、共催の承認を受けた団体が行うものとする。
 - (7) 事業の実施にあたって関係機関に対し許認可等の手続きが必要な場合は、承認を受けた者がその一切の事務を行うこと。
 - (8) 事業内容に大幅な変更が生じる場合は、青少年センターと協議を行い、必要に応じて「ひきこもり等地域理解促進事業内容変更申請書(様式4)」を提出すること。
 - (9) 事業終了後、原則として14日以内に「ひきこもり等地域理解促進事業 実施報告書(様式7)」を提出すること。
- (注) 家族会等地域団体活動促進事業については、別途青少年センターと協議すること。

6 事業終了までの流れ

- 令和7年4月4日(金)：募集開始
- 毎月20日：募集締切り
- 締切り後～：青少年センターにおける審査
- 審査終了後：共催決定に係る通知を送付（青少年センター→各団体）
- 随時：各団体で事業を実施
- 事業終了後：事業実施報告書を提出（各団体→青少年センター）